

令和8年第10回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和8年8月24日(月) 15時23分～15時55分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 桑原昭佳

委員 上田敬子(議長)、高石双樹、前田真希

事務局職員

教育部長(小西由孝)、教育総務課長(梶原康治)、教育総務課長補佐(大久保恵子)、
学校教育課長(岡松賢吾)、学校教育課長補佐(川波麻理、平田隆輔、渡部禎之)、
教育施設課長(斎藤浩)、生涯学習課長(松村浩史)、生涯学習課長補佐(井尻洋子)、
文化課長(瀬尾善忠)、文化課文化財保護推進室長(吉田善彦)

書記

教育総務課総務係長(瓜生知世理)、教育総務課総務係員(平川拓人)

4 案件

(1) 議決事項

議案第 41 号 令和 8 年度教育に係る補正予算

議案第 42 号 財産の取得(端末管理機能ライセンス)

議案第 43 号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)

(2) 報告事項

報告第 22 号 第 44 回飯塚市少年の船事業本研修の実施報告について

報告第 23 号 飯塚市文化会館の指定管理者に係る指定候補者の答申について

(3) 協議事項

① 教育行政について

教育長

◆令和8年第10回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和8年8月24日(月) 15時23分～15時55分)

○上田委員

ただいまより令和8年第10回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第 41 号 令和 8 年度教育に係る補正予算

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第 41 号「令和 8 年度教育に係る補正予算」についてご説明いたします。

議案書の 1 ページをお願いします。提案理由につきましては、令和 8 年度一般会計補正予算について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第 4 条第 1 項別表第 2 項第 11 号の規定により、本案を提出するものです。

議案書の 2 ページをお願いします。2 ページには、補正予算概要書を提出しております。教育に係る歳出予算の全体的な金額を、議案書 2 ページ右上の表に記載しております。64 億 7,162 万 1 千円で、債務負担行為のため今回の補正による増減はございません。

では、教育総務課の予算についてご説明いたします。

「飯塚鎮西中学校区給食調理等業務委託料」でございます。本業務は、当初より 5 年間の長期契約を前提とするものでございますが、令和 7 年度の業者選定において業者が特定されなかったため、令和 8 年度分は単年での随意契約で対応いたしました。このため、令和 9 年度からの安定的な運営に向け、再度業者選定を行うにあたり、残る 4 年間分の業務委託料として年額 4,930 万 2 千円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、教育総務課関連予算の説明を終わります。

《説明：教育施設課長(斎藤浩)》

続きまして、教育施設課の予算についてご説明いたします。

債務負担行為 1 件でございます。体育館空調設備設計委託料につきまして、屋内運動場への空調設備整備につきましては、令和 8 年度当初予算において、基本設計予算を計上し、その結果をもとに整備計画を立て令和 9 年度に実施設計、令和 10 年度から断熱改修及び空調設置工事という計画で進めていたのですが、近年の猛暑による熱中症対策は喫緊の課題であることから、前倒し設置にむけて鋭意検討を進めてきたものでございます。

国においても早期実施に向けて、学校施設環境改善交付金の補助率の嵩上げや補助上限額の引き上げ、さらには各自治体が早期実施に向けて柔軟に補助申請が行えるよう、申請時期や内容の緩和措置がとられたことから、本市としても少しでも早い時期に屋内運動場への空調整備が完了できるよう、今回補正予算におきまして前倒し実施する 5 校分の実施設計予算 2,223 万 9 千円を計上し、設計期間が翌年度にまたがりますので、同額を限度額とした 2 か年の債務負担行為を設定するものでございます。

なお対象 5 校ですが、国の学校施設環境改善交付金の要件の一つでございます災害時における避難所強化の目的を鑑みて、緊急指定避難所であります片島小学校、小中一貫校幸袋校、開設要件レベル 3 の指定避難所である椋本小学校、内野小学校、小中一貫校額田校を選定し、実施するものでございます。

次に 3 ページに工程表(案)をお配りしています。スケジュールといたしましては令和 8 年度に基本設

計を実施し、空調方式や空調電力源、事業スケジュール等の方針を決定いたします。方針につきましては教育委員会会議や議会に報告を行っていきます。基本設計が完了した後、先程説明させていただいた5校分の実施設計を実施し、令和9年度より空調設備と照明器具のLED改修工事を実施する予定としています。その後、2期目工事、3期目工事、4期目工事と実施していく予定としていますが、2期目以降の整備校については、今年度実施の基本設計業務にて決定していく予定としています。

以上で、教育施設課関連予算の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第42号 財産の取得(端末管理機能ライセンス)

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第42号「財産の取得(端末管理機能ライセンス)」についてご説明いたします。

議案書4ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、財産の取得(端末管理機能ライセンス)について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第4条第1項別表第2項第11号の規定により、本案を提出するものです。

議案内容についてご説明いたします。議案書5ページをお願いいたします。取得する財産は、端末管理機能ライセンス6,807台。取得価格は、2,433万5,025円。契約の相手方は、福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号「株式会社 大塚商会 九州支店 支店長 梅原 章行」契約の方法は、指名競争入札となっております。

GIGAスクール構想に基づき令和2年3月に整備いたしました一人一台端末につきましては、「端末整備・更新計画」に従い更新を順次実施しておりますが、今年度の買い替えにおきまして、端末にインストールが必要な端末管理機能ライセンスの予定価格が2,000万円を超過しておりますので、契約の締結には議会の議決を要することとなっております。なお「端末管理機能ライセンス」とは、ユーザ管理やアクセス制御等の管理を、ネットワークを介して行うための機能であり、GIGAスクール構想により整備する端末においては実装が必須とされております。この機能を有することにより平時におけるユーザ管理やネットワーク制御、紛失・盗難時におけるリモートロックによるアクセス制御等により、不正使用や内部データの流出を防ぐことが可能となるものです。

以上、簡単ではございますが、議案第42号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■報告第23号 飯塚市文化会館の指定管理者に係る指定候補者の答申について

《説明：文化課長(瀬尾善忠)》

関連がございますので、先に報告第23号「飯塚市文化会館の指定管理者に係る指定候補者の答申について」ご報告いたします。

議案書15ページをお願いします。飯塚市文化会館の指定管理者に係る指定候補者の選定について、飯塚市指定管理者選定委員会が開催され、市長に対し答申があったため報告するものでございます。飯塚市指定管理者選定委員会は、6月25日及び7月16日の2回開催され、7月21日に選定委員会委員長より市長に答申がなされております。飯塚市文化会館の指定候補者は、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団で、令和8年第4回飯塚市議会定例会において、指定管理者指定の議案として上程予定でございます。

議案書 15 ページ以降に答申書の写しを添付しております。選定基準及び評価点につきましては議案書 18 ページに表記しているとおりでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

■議案第43号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)

《説明：文化課長(瀬尾善忠)》

議案第 43 号「指定管理者の指定(飯塚市文化会館)」についてご説明いたします。

議案書 6 ページをお願いします。本議案につきましては、先ほど報告第 23 号で報告いたしました「飯塚市文化会館の指定管理者に係る指定候補者の答申」を受け、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 8 年第 4 回飯塚市議会定例会において指定管理者指定の議案が提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第 4 条第 1 項別表第 2 項第 11 号の規定により、本案を提出するものでございます。

議案書 8 ページをお願いします。施設の概要でございますが、施設名称は飯塚市文化会館で平成 4 年 1 月 11 日に開設しています。指定管理者となる団体の概要でございますが、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は平成 3 年 3 月 28 日に設立されております。選定の概要としましては、今回の飯塚市文化会館の指定管理につきましては非公募による選考を行っております。選定評価結果としましては、選定委員 8 名で選定評価点数は 1,120 満点中 854 点となっております。なお、指定期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

(原案可決(全会一致))

■報告第22号 第44回飯塚市少年の船事業本研修の実施報告について

《説明：生涯学習課長(松村浩史)》

報告第 22 号「第 44 回飯塚市少年の船事業本研修の実施報告について」報告いたします。

議案書の 13 ページをお願いいたします。第 44 回飯塚市少年の船事業本研修につきましては、子ども団員、ジュニアリーダー、シニア団員、役員、指導員等、総勢 71 名で、7 月 31 日(金)から、8 月 3 日(月)までの 3 泊 4 日の日程で沖縄県において、実施いたしました。

議案書 14 ページに写真を添付させていただいております。沖縄県では沖縄の文化や環境の違いなどを体感するとともに、うるま市石川地区で、地元の子どもたちとの交歓会、また平和祈念公園や平和祈念資料館では戦争の悲惨さと平和の尊さを学ぶなど、本研修を通じて、次の世代を担うリーダーの育成に努めました。今年も往路、復路、現地においても天候はおおむね良好であり、本研修の全日程を無事に実施することができました。

今後は、8 月 20 日に市長表敬を行い、本研修の帰飯報告を行います。また今後の予定といたしましては 9 月 26 日(土)から 27 日(日)にかけて、少年の船の様子を写した写真展をイイヅカコミュニティセンターで開催予定です。なお、11 月 1 日に飯塚コミュニティセンターで開催いたします事後研修が、今年度の最後の研修となっております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

■教育行政について

○教育総務課長(梶原康治)

子供性暴力防止法の施行に向けた本市の対応方針についてご説明させていただきます。

初めに、学校設置者等及び民間教育保育と事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、いわゆる子供性暴力防止法が本年 12 月 25 日に施行されることとなりました。法は、学校や保育所等の現場において児童等に対する性暴力を未然に防止し、子供たちをしっかりと守るための仕組みを構築することを目的といたしております。本日午前中に開催しました代表校長会におきましては、3 点の資料を配布し周知をいたしました。

まず 1 点目、事業者向けのチラシでございます。「子供に接する現場で働く皆様へ」というもので、このチラシにつきましては、法の趣旨や学校現場で働く全ての職員が意識すべきポイントについてのリーフレットでございます。各学校において、全職員へ周知するよう依頼することといたしております。

次に、研修案内資料となりますが、法施行前までに対象職員全員を対象とした座学と演習を組合せた研修の実施が義務づけられております。後日、研修について周知いたしますが、こども家庭庁が作成した研修資料に関する抜粋を参考として配付いたしております。

最後に 3 点目、学校向けのチラシでございます。教員性暴力等防止法に基づく対応をとっておりますが、これに加えて、子供性暴力防止法に基づく対応が加わるという学校向けのチラシでございます。以上については、9 月の校長会でも説明するものといたしております。

今後の教育委員会としての対応といたしましては、本法を着実に施行運用していくため、以下のスケジュールと流れで対応を進めてまいりたいと考えております。10 月頃をめどに教育委員会における対応ルール、報告ルール、情報管理規程の策定、対象職員の範囲の確定、不適切な行為の範囲の確定、相談体制の範囲・整備を図りたいと考えております。11 月から 12 月 24 日までに、各学校において対象職員全員に対する研修を実施していただきます。法施行の 12 月 25 日からは、研修の実施状況の確認や法に基づく新たな採用時の確認手続への移行など、継続的な体制管理に移行してまいります。

現在学校現場で雇用されている教職員等の犯罪事実確認につきましては、法施行後 3 年以内に終えることとなっております。確認の実施時期につきましては、実施する 4 か月前には通知があることとなっております。

子供たちが安全安心に学校生活を送れる環境を守るため、教育委員会としても、万全の体制で各学校をサポートしてまいりたいと思います。委員の皆様におかれましては、本県の趣旨をご賢察頂き、ご理解とご協力を多分賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○教育施設課長(斎藤浩)

飯塚市立八木山小学校の在り方についてご報告いたします。

本件につきましては、昨年 11 月の教育委員会定例会で、八木山小学校につきましては、平成 27 年度から完全複式学級となって 10 年が経過し、地元からの児童も 1 人のみとなっており、今後入学見込みがないことから、小中一貫校申請校への統合に向けて地元と協議を行っていく旨をご報告させていただいておりました。

今回、7 月 10 日に地元説明会を実施しましたので、説明会の内容についてご報告させていただきます。今回は地元説明会でお配りしました資料を配付させていただいております。

冒頭に、趣旨説明として、令和 8 年に作成、策定された公共施設等の在り方に関する第 4 次実施計画の中で、統合を進めていくとの方針のもと、廃止という方向性が示されたこと。八木山地区の児童も現

在 1 人となっており、次年度以降入学者が見込まれないこと。他校からの児童も合わせて、全校児童 9 名となり、児童数 9 名という環境、もしくは 1 学年に 1 人というような環境は、子供たちの社会性や多様な視点を育む上で限界がしていること。次年度からの小規模特認校としての新たな受入れを提出し、令和 8 年度入学者の卒業年度をもって小中一貫校飯塚鎮西校への統合を進めていくことを説明させていただきました。

説明会での意見は、「特別な配慮が必要な子が多く、支援も手厚いため、特別支援学校への要望」、「スクールバスを市街地から運行させるなどの交通公共交通体系の利便性の向上」、「急に廃校と言われても納得できないため、10 年間の猶予が欲しい」、「地元全員一致で反対のため廃校しか検討余地がないのであれば、今後説明会をする必要はない」、「地元で児童を増やせるような対策をするが、児童が増えた場合は存続の対応はできないのか」、「八木山地区への人口流入増のため、空き家情報や八木山地区を市のホームページ等で PR できないか」、「八木山地区は福岡市に近く、自然も豊かなため、山間部の魅力もアピールしてほしい」などの意見がございました。

教育委員会といたしましては、今後、八木山小学校への入学者数及び完全複式学級の解消について改善の見通しが極めて厳しい状況を踏まえ、苦渋の選択ではありますが、小規模特認校としての募集の停止並びに統合に向けた方針について、引き続き地元にて丁寧に説明してまいりたいと考えております。なお、8 月 26 日には保護者懇談会を説明する予定としております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○高石委員

報告ありがとうございます。

まずは、今の報告を聞いて、今後も引き続き地元の方々との意見交換を積み重ねていただきたいという思いが 1 番です。

その際に何よりも子供たちの学ぶ環境や、安心・安全に学べるということが何よりも最優先であるということ。ただ、地元の方たちも重々分かっているよとおっしゃるだろうなと思います。そう分かっているても、八木山という自然に囲まれた中で、伸び伸びと子供たちに学んでほしいことがたくさんあるんだという、お気持ちがひしひしと伝わってきます。

特に、八木山小学校を卒業された方々であれば、自分たちが豊かに経験したことを子供たちにも、たくさん味わってほしいという思いがいっぱい染み込んでいて、学校への愛情であったり、地元への愛情であったりが如何ともし難く、しかし、とても大事にされていることが伝わってきます。

だからこそ学校が続くように、子供たちがたくさん八木山小学校に来てもらう対応の一つとして、特認校の政策がありましたが、地元の人たちも歯がゆい思いをされていると思います。年々目に見えて通学する子供たちの確保が難しくなっていくというジレンマから、さらには学校がなくなるということは、学校だけの問題ではなく、実はその地域のコミュニティー自体が、失われていくのではないかと多くの方たちが心配していることと思います。こういった思いがぐるぐる回っておられるように思います。

それで、ぐるぐる回りながらも意見交換や説明会に来る地元の方々や教育委員会の職員の方々との 1 番の軸には、常に子供たちの豊かな教育の環境がどうあるべきなのかが中心にあって、そこから何が 1 番ベストか、もしくはベストとまでいかなくてもベターなのかを、少しずつ方法を見いだしていく。そのためには、1 番最初にも申しましたように、八木山の地元の方々との意見交換を積み重ね続けていただく中から、ちょっとずつでも理解し合えるような方向が築き上げられればいいなというふうに思いながら、説明を聞かせていただきました。よろしく願いいたします。

お疲れさまです。

○前田委員

ご報告ありがとうございます。先ほど高石委員もおっしゃられたように、地域コミュニティーがなくなることへの不安や寂しさが地元の方々には大きいのではないかと思います。ですので、子供たちのことを第一に考えた上で、保護者の方々の意見や、地域の方々の思い合いを学校が統合されて八木山小が廃校されたとしても、伝え続ける環境づくりも大切なことだと思います。お互いがよりよい未来のために前に進めていくために、関係部署を含め市全体で懇談の機会があるといいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第11回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和8年9月29日(火)14:00から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。